

## 国土利用計画法に基づく土地取引の届出が不要である場合

※以下文中で「法」と表記されている箇所は国土利用計画法を指します。

### 国土利用計画法（昭和49年法律第92号） 第23条第2項による届出不要の場合

- ・ 第12条第1項の規定により指定された規制区域、第27条の3第1項の規定により指定された注視区域、第27条の6第1項の規定により指定された監視区域について土地売買等の契約をした場合
- ・ 民事調停法による調停に基づく場合
- ・ 当事者の一方又は双方が国等である場合
- ・ その他国土利用計画法施行令第17条で定める場合

### 国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号） 第17条による届出不要の場合

- ・ 民事訴訟法（平成8年法律第109号）による和解である場合
- ・ 預金保険法（昭和46年法律第34号）第5章若しくは第7章の2、農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第6章、保険業法（平成7年法律第105号）第2編第10章第2節、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成12年法律第95号）、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）第2編第9章若しくは第3編第8章の規定に基づく手続において裁判所の許可を得て行われる場合
- ・ 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第27条第1項の許可を受けることを要する場合
- ・ 家事事件手続法（平成23年法律第52号）による調停に基づく場合
- ・ 土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の2のあっせんに基づく場合又は同法第50条の規定による和解である場合
- ・ 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可を受けることを要する場合（同項各号に掲げる場合のうち国土交通省令で定める場合を含む。）
- ・ 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第30条第1項の規定により同法及び同法第22条第1項の認可を受け、又は同条第2項の同意を得た処分計画に従って造成施設等を処分す

る場合

- ・ 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により換価する場合
- ・ 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われる場合（当該土地が所在する市町村の長の認定を受けている場合に限る。）
- ・ 法第32条の規定により遊休土地を買い取る場合
- ・ 土地収用法第26条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示（都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法律の規定により事業の認定の告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供される土地に関する権利について移転又は設定が行われる場合
- ・ 森林法（昭和26年法律第249号）第50条第1項に規定する使用権が設定されている土地について同法第55条第1項の協議に基づきその所有権の移転が行われる場合
- ・ 都市計画法第55条第4項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者が同法第56条第1項の規定により土地を買い取る場合
- ・ 都市計画法第58条の10の規定により遊休土地を買い取る場合
- ・ 法第12条第8項の規定による公告がされた際、規制区域の指定が解除された際、規制区域に係る区域の減少があつた際、又は規制区域の指定期間が満了することにより一の区域が規制区域でなくなった際当該区域に係る土地について許可申請がされ、若しくは法第14条第1項の許可を受け、又は法第17条第2項の規定により法第14条第1項の許可があつたものとみなされており、かつ、その土地について、その許可申請又は許可に係る事項のうち土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的の変更をしないで、土地売買等の契約が締結される場合
- ・ 注視区域若しくは監視区域の指定が解除された際、注視区域若しくは監視区域に係る区域の減少があつた際、又は注視区域若しくは監視区域の指定期間が満了することにより一の区域が注視区域若しくは監視区域でなくなった際当該区域に係る土地について法第27条の4第1項（法第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出がされており、かつ、その土地について、その届出に係る事項のうち土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的の変更をしないで、土地売買等の契約が締結される場合